児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和6年10月15日

香川県知事 池 田 豊 人

## 香川県規則第49号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則(平成2年香川県規則第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

$\tau L = \lambda L$
改正後
(医療費支給認定等の申請) 第2条 法第19条の3第1項の規定による申請及び法第19条の22第4項の小 児慢性特定疾病要支援者証明事業に係る小児慢性特定疾病登録者証申請書 (第1号様式)によりしなければならない。 2 略

笛:	1 号様式	(笙9	冬悶(冬)
<del>///</del>		1 7 2	* IFIIT /

(表)

小児慢性特定疾病医療費支給認定兼小児慢性特定疾病登録者証申請書(新規・更新) 年 日 日

香川県知事殿

申請者(受診者の保護者)住 所

ふりがな

氏 名

個人番号

受診者との続柄

電話番号( ) 一

次のとおり、小児慢性特定疾病医療費の支給の認定等を申請します。

受	ふり7	がな													-			
診	氏	名									生生	月 日			年	月 (	日歳	生
者	個人社	番号																
兼	住	所	Ţ									電話 番号						
要			被供	<b>R</b> 険者日	モ名							受診者	育と	の続	柄			
支援	加入日	医療	※供	R 険 種	割	全済	国健・船員	保!	• 健 約 国保	且。	・共国組	被保险	<b></b>	記 .	号			
者	保	陜	被例行机	R険者記 機関名	正発							者言	Œ :	番 .	号			
	亥当する 夏区分	る階	生活得	5保護	・低戸	斤得	I·但	所	得Ⅱ	• -	一般月	Γ得Ι·	-	般所	得I	· -		所
自己額0	2負担_ 2特例	上限		人工 <sup>1</sup> 器等3	乎吸 表着		重症	E患	者認		一高級	高額治療 売	を 発		世界	世帯 F 特例	勺按	分
疾	病	名								到(	見在更新	の受給 の場合	者に記	番号				
指定難病	を難病の 気の医療	の受終 寮費リ	合者者 力成文	番号(5 対象者の	受診者 り場合	音が 字に	指定 記入)					※登	録者	証	申申	請す	るない	•
			Ø	医 療	機	ŀ	関 名	7	所		在		地	電	計	5 1	F	号
受診	∮を希望	望する	5 -															
指定	官小児怕	曼性华	寺 🗀															
定疫	<b>埃病医</b> 療	<b>寮機</b> 陽	4															
			F	・ 名(き	다 글소크	<u>z</u> .					氏人	3 (受記	シ 土・					
	<b>大型</b> 支統		본   원	(の続		1	個人		番号	륫		)続柄)		個	ノ	1	F .	号
診者	単世帯員 針の加え	入して	: -			-												
	る 医療係 保険者等					$\perp$												
172 17	NPX-11	7/																

## 第1号様式(第2条関係)

(表

小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書(新規・更新)

年 月 日

香川県知事殿

申請者(受診者の保護者)住 所

ふりがな

氏 名

個人番号

受診者との続柄

電話番号( ) —

次のとおり、小児慢性特定疾病医療費の支給の認定を申請します。

	ふり	がな				性	別	Ę	見・女	ς	
受	氏	名				4-5	F月日	左	手 月	l E	生
文	個人	番号				生.年	F月 日		(	幕	髮)
			.Ŧ				電話				
診	住	所					番号				
n>			被保険者氏名				受診者と	レの結ね	丙		
	加入	医療		△ 図 <i>唐 I</i> I	J . b+ √□	. 44-	又眇日(				
者	to.	17△	※保険種別	全国健保済・船員	ド・Œ 組 ・国保・[	国組	被保険	記号	클		
	保	険	被保険者証発				者 証	番号	<del>-</del>		
V*/ st	 亥当す	プル	行機関名 生活保護・低)	E/日 T /丘:	に/目 π	ந்ரு <del>ப</del>	1	ш	,	1.74	-==
深市	ダヨリ 翼区分	の旧	生品休護・仏)   得	<b>州侍Ⅰ・</b> 仏)	<b>州付Ⅱ・</b>	一月又片	川(村 I • -	一加又乃川作	<b>寻Ⅱ</b> •	_E1\(\frac{1}{2}\)	וללב
白百	己負担	上限	人工成功	_ 重症	患者認	_ #	高額治療総	* _	世帯	内挖	
額の	う特例	117	□	□   走巡			売	- L	特例	]	())
疾	病	名			3	現在の	の受給者 の場合に	番号			
指定	ビ難病	の受約	合者番号(受診	者が指定難			-4	<b>省番号</b>			
对多	と 者の	場合に	こ記入)				<u>~744.1</u>				
			医療 機	製 名	所	在	地	電	話	番	号
≖⇒	かんそう かんかん かんかん かんかん かんしゅう かんしゅう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょ かんしょう かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ かんしょ	加十二	z								
又正	多金州	主りる	2								
指定	官小児	慢性特	寺								
定兆	5病医	療機関									
			氏名(受診	者個人	番号		3.(受診す	者 個	人	番	号
医療	を費支 第世基	給認足	との続柄)	四 八	ш 7	10	つ続柄)	Inter	/\	ш	· ·
基準世帯員(受 診者の加入して			Ċ								
いる	5医療	保険の	7								
1枚15	<b>录険者</b>	寺)									

(裏)

医療費算定対象世帯員(受診者と生計を一にする者)が指定難病又は小児慢性特定疾病の医療費助成対象者である場合は、次の欄に記入すること。

氏	名	受診者との 続 柄				
			□指定難病 (受給者番号:	)	□小児慢性特定疾病 (受給者番号:	)
			□指定難病 (受給者番号:	)	□小児慢性特定疾病 (受給者番号:	)
			□指定難病 (受給者番号:	)	□小児慢性特定疾病 (受給者番号:	)

疾病の状態の程度を満たしていると診断された日				
(新規の場合に記入)	1	F ,	月	月
診断された日から1月以内に申請を行わなかったり □医療意見書の受領に日数を要したため □症状の悪化により、必要書類の準備に日数をり □大規模災害によって被害を受けたことにより、	要したため	こ日数	を要し	た
ため				`
□ その他 (				)

		保	健	所	記	入	欄
	保健所	受付	宇印	保健	所長の	り意見	₹
	l						
				生	保	自己	已負担上限
備考				低	I	額幣	寺例等
				低	Π		
				般	I		
				般	Π		
				上	位		

(注)

- 1 「新規・更新」の部分は、いずれかを○で囲むこと。
- 2 ※印の欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 3 □については、該当するものに「レ」を記入すること。
- 4 「指定難病の医療費助成対象者」とは、難病の患者に対する医療等に関する法律 (平成26年法律第50号) 第7条第1項に規定する支給認定を受けた指定難病の患者 をいう。
- 5 「小児慢性特定疾病の医療費助成対象者」とは、児童福祉法第19条の3第3項に 規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等をいう。
- 6 「※登録者証申請」欄の「申請する」を選択した場合、市町がマイナンバーを用いた情報連携により、災害対策基本法による避難行動要支援者名簿等の作成事務において登録者情報を確認することがある。

(裏)

医療費算定対象世帯員(受診者と生計を一にする者)が指定難病又は小児慢性特定疾病の医療費助成対象者である場合は、次の欄に記入すること。

氏 名	受診者との 続 柄				
		□指定難病  (受給者番号:	)	<ul><li>□小児慢性特定疾病 (受給者番号:</li></ul>	)
		□指定難病 (受給者番号:	)	□小児慢性特定疾病 (受給者番号: )	)
		□指定難病 (受給者番号:	)	□小児慢性特定疾病 (受給者番号: )	)

疾病の状態の程度を満たしていると診断された日   (新規の場合に記入)	年	月	日
診断された日から1月以内に申請を行わなかった場合 □医療意見書の受領に日数を要したため □症状の悪化により、必要書類の準備に日数を要し	たため		, ,
□大規模災害によって被害を受けたことにより、必 ため	要書類の準備に日	数を要	した
□その他 (			)

	保	健	所	記	入	欄
	保健所受付	寸印	保健	所長0	か意見	L
			生	保	自己	2負担上限 時例等
備考			低	I	額朱	持例等
			低	Π		
			般	I		
			般	Π		
			上	位		

(注

- 1 「新規・更新」の部分は、いずれかを○で囲むこと。
- 2 ※印の欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 3 □については、該当するものに「レ」を記入すること。
- 4 「指定難病の医療費助成対象者」とは、難病の患者に対する医療等に関する法律 (平成26年法律第50号) 第7条第1項に規定する支給認定を受けた指定難病の患者 をいう。
- 5 「小児慢性特定疾病の医療費助成対象者」とは、児童福祉法第19条の3第3項に 規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等をいう。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の第1号様式による小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書は、改正後の第1号様式による小児慢性特定 疾病医療費支給認定兼小児慢性特定疾病登録者証申請書とみなす。
- 3 改正前の第1号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。